

## 柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、将来にわたり本市の中学生が各々の実情に適した環境の下で、スポーツ活動又は文化芸術活動に継続して親しむことができる地域社会を構築し、学校部活動の段階的な地域展開を推進するため、柏崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が柏崎市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき認定した市内の地域クラブ団体（以下「認定地域クラブ」という。）が行う自主的かつ主体的な活動に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 この補助金を受けることができる対象者は、認定地域クラブであって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）及び柏崎市中学校部活動及び地域クラブガイドライン（令和8年1月柏崎市教育委員会）に定める認定要件等を遵守していること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有していること。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定地域クラブにおいて適切な指導を実施できる者（以下「指導者」という。）を確保し、配置する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る指導者に対し、1時間当たり1,600円以上支払う場合の謝金とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、指導者一人につき1時間当たり600円とし、1日につき1,800円を上限とする。

2 補助金の額は、指導者一人につき年額86,400円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブは、補助対象事業の実施前に、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 年間活動計画
- (2) 収支予算書
- (3) 振込先の口座が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに補助金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた認定地域クラブ（以下「交付決定認定地域クラブ」という。）が、補助金の一部又は全部を概算払により交付を受けようとするときは、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金概算払請求書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止の承認等）

第 9 条 交付決定認定地域クラブが、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 4 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付条件に反しない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助対象事業の変更等の申請を審査し、承認したときは、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第 5 号様式）により、速やかに交付決定認定地域クラブに通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定認定地域クラブは、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了の日（事業廃止の場合にあつては、前条第 2 項の規定による通知を受けた日）から 30 日以内又は事業を完了若しくは廃止した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 指導者業務月報
- (2) 収支決算書
- (3) 謝金支給明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、当該報告に係る書類等を審査し、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市地域クラブ活動支援事業補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により、速やかに交付決定認定地域クラブに通知するものとする。

（補助金の精算）

第 12 条 第 8 条の規定により補助金の概算払を行った場合においては、前条の規定による補助金の額の確定により、交付すべき補助金の額に

過不足があるときは、速やかに精算しなければならない。

（補助金に係る経理）

第 1 3 条 交付決定認定地域クラブは、補助対象事業に係る収支簿を備え、経理の状況を常に明確にするとともに、関係書類を補助対象事業の完了日又は廃止日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。